

お客様各位

平成30年11月1日

日に日に秋が深まる季節となりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成31年度税制改正について
3. コラム働き方改革～就業規則の見直し・有給休暇編

1. 今月の事務

11月は年末に向けて、そして労務関係の事務が目白押しです。

①年末調整の準備

年末に向けて、冬季賞与の査定・計算・支給事務、年末調整など経理担当者は多忙を極めるため、年末調整については、11月から準備を進める必要があります。

あわせて、各種控除申告書などの関係書類を早めに入手し、社員に配付します。このとき、年末調整に関する注意事項や、控除を受けるために必要な控除証明書などが一覧できる資料を作成し、一緒に配るとよいでしょう。従来は「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」と兼用様式であったものが、今年からは、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式とされました。

平成30年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成30年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「平成30年分給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与の支払者に提出する必要があります。また、配偶者控除・配偶者特別控除の源泉徴収の見直しに係る「平成31年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式が変更されていることに注意が必要です。

②労働時間の適正管理

厚生労働省は毎年、「勤労感謝の日」がある11月に労働時間適正化・過重労働解消等をテーマにしたキャンペーンを行なっています。今年はテレワーク月間として、各省庁と産業界、学識者の産学官でテレワーク導入を促進するためのセミナーやイベントを開催します。

繁忙期は不注意などから事故が発生する可能性も高まります。人手不足で過重労働になっている部署はないかなど、労務管理の状況を再確認しておくことが大切です。

③年末に向けた資金・人員対策

これから、年末に向けて冬季賞与の支給、年末商戦など何かと資金が必要な時期を迎えます。そのため、年末にかけての資金計画を見直し、借入が必要な場合には、金融機関に提出する書類の準備を進めましょう。特に、年末商戦で製造や販売、配送などに臨時のパートタイマー・アルバイトが欠かせない会社では、最近は深刻な求人難ですから、早めに確保・補充を行ないましょう。

2. 平成31年度税制改正について

平成31年度税制改正について、現在各省庁から財務省宛に要望が出ております。

来年10月の消費税引き上げに関する対応策として、自動車取得税を消費税率10%への引上げ時に廃止することや、住宅の駆け込み受注対策として、既に住宅取得減税の期間延長は決定されていますが、前回の消費税率引上げに関連して実施した予算措置である、すまい給付金や、省エネや耐震化に資するポイント制度及び住宅金融支援機構の金利優遇などが国土交通省より出されています。

その他、教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化が出されており、今後の動きは随時お知らせしています。

3. コラム働き方改革～就業規則の見直し・有給休暇編

働き方改革として、今年6月に「有給休暇取得の義務化」法案が成立し、平成32年4月から適用されます。これは、他の働き方改革と違って、中小企業も同時期から適用されることに注意して下さい。

法改正により、年に10日以上の有給休暇の権利を付与した労働者に対し、そのうち5日間は基準日から1年以内に、労働者ごとに時季を定めて取得させなければなりません。

従来から、労働基準法では、有給休暇として、従業員が採用されてから6カ月を経過した日に10日、その後は1年を経過するごとに、勤続年数に応じた日数の有給休暇が与えられることが定められています。従業員から申し出がなければ、取得される義務はありませんでした。改正により、従業員に有給休暇を取得させないと労働基準法違反となり、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金が課せられます。更に、助成金申請などでも有給休暇の取得状況が聴取されることが予想されます。

その対策ですが、事業主の方から有給休暇の取得時期を強制的に決めて、付与する「年次有給休暇の計画的付与制度」により有給休暇を取得させた場合は、その日数分は当該5日から減らせます。事業の忙しくない時期や、年末年始や盆に有給休暇を強制的に付与すれば、残る日数は従業員に自ら有給休暇を取得させることとなります。

「年次有給休暇の計画的付与制度」を実施するには、労使協定を結ぶ必要があり、また、付与日数のうちの5日は、従業員が自由に取得できる日数として必ず残しておかなければならないことに注意して下さい。

確かに、日本の有給休暇取得率は50%と諸外国に比べて低いことは際立っていますが、祝日の多いことも事実で、カレンダー通りに休める会社にとっては労働日数の減少となり、問題が大きいです。

私のような個人事業者には有給休暇などはなく、羨ましい限りですが。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>